

# 整理標準化データ仕様書

XML編

【第2.2版】

平成20年12月

独立行政法人

工業所有権情報・研修館

# 主な変更点

## 第 章 データ項目一覧

データ項目一覧表 : 「付録」参照のこと

## 第 章 コード表

- B 0 0 7 0 : 内容・( 1 )において複数出願国時の説明を追記  
上記に伴い、タイプ&レンジス、データ形式記述を修正
- B 0 2 7 0 : 内容・国内特許文献において以下の形式を追記
- ・ にコード欄(国コード JP ) + 文献種別( 2桁)  
+ 0 0 0 + 一連番号( 6桁)  
JP cc 000 nnnnnn
  - ・ としてコード欄(国コード JP ) + 西暦年( 4桁)  
+ 一連番号( 6桁)  
JP yyyy nnnnnn
- 上記に伴い、タイプ&レンジス、データ形式記述を修正  
備考に「学術文献等」を追記
- B 0 2 8 0 : データ形式において以下の形式を追記
- ・ JP + 文献種別 + 0 0 0 + 一連番号
  - ・ JP + 西暦年 + 一連番号
- 上記に伴い、タイプ&レンジスを修正  
備考・【参考情報】において上記データ形式の例として  
以下を追記
- ・ H ; 特許審判請求公告
  - ・ I ; 実用新案審判請求公告
  - ・ [文献種別なし]; P C T出願
- B 0 2 9 0 : 内容・コード欄の説明において注釈を追記
- B 0 3 0 0 : データ形式に「学術文献等」の記述を追記  
備考・【参考情報】において非特許 C S D B の文献種別名称  
及び、学術文献等の文献種別名称を追記
- C 0 4 4 0 : コード INDEX 削除

C 0 8 4 0 : コード記号 追加

- A 2 4 4 0 0 1
- A 7 9 2
- A 8 4 3 1
- A 8 4 5
- A 8 4 5 1
- A 9 1 6

意味 修正

- A 8 4 3

優先権証明請求 (電子交換協定)

優先権証明請求 (電子データ交換協定)

# 整理標準化データ概説

# 整理標準化データ概説

## - 目 次 -

1 . 提供データの範囲 .....	1
2 . 提供データの種類 .....	2

## 1 . 提供データの範囲

「整理標準化データ」は、以下の条件で発生するものが提供対象となる。

### ( 1 ) 新規データ

( a ) 基本情報の項目群は、該当公報が発行された案件が、順次、提供対象となる。

特 許：公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、  
公告特許公報、特許公報

実用新案：公開実用新案公報、公表実用新案公報、  
再公表実用新案、公告実用新案公報、  
登録実用新案公報、実用新案登録公報

( b ) 登録情報の項目群は、設定登録のなされた案件が、提供対象となる。

( c ) 上記以外の情報の項目群は、特許庁内にて新規発生した案件が、順次、提供対象となる。

### ( 2 ) 更新データ

特許庁内にて更新処理の対象となった案件を、更新が施された特許庁の各マスタ単位で提供対象とする。

提供対象となった案件は、新規 / 更新に関わらず、該当特許庁マスタ上の提供対象全項目を含んだ状態で提供する。

例えば、出願マスタの 1 項目にデータが新たに発生ないし更新された場合、出願マスタの残りの項目も全て収録して提供する。

## 2 . 提供データの種類

整理標準化データには、表 2 . 1 に記す 1 0 種類が存在する。

各マスタ間に原則として関連性は無く\*<sup>1</sup>、提供周期の特定期間内で、各々に該当する特許庁マスタに新規に発生又は、更新が発生した案件についての情報が収録されている。

また、提供の事情形態によって「通常提供」（定期的な提供）と「特殊提供」（通常提供とは異なり、ある範囲のデータを 1 回のみ提供する）とに区分けする。

\* 1 引用文献マスタでは、出願マスタが提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

### 2 . 1 通常提供

( 1 ) 平成 1 5 年度第 2 6 回提供以降、平成 1 7 年度第 2 0 回提供までのデータ

特許庁内で、上記の提供回数範囲に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML 編 【第 1 版】」の記述内容に従うものである。

( a ) 表 2 . 1 に記すデータの種類の内、項番 9、1 0 のデータは提供対象外となっている。

(2) 平成17年度第21回提供以降、平成18年度第2回提供までのデータ

特許庁内で、上記の提供回数範囲に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML編【第1.1版】」の記述内容に従うものである。

(a)表2.1に記すデータの種類の内、項番9、10のデータは提供対象外となっている。

(3) 平成18年度第3回提供以降、平成18年度第11回提供までのデータ

特許庁内で、上記の提供回数範囲に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML編【第2版】」の記述内容に従うものである。

(4) 平成18年度第12回提供以降、平成21年度第1回提供までのデータ

特許庁内で、上記の提供回数範囲に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML編【第2.1版】」の記述内容に従うものである。

(5) 平成21年度第2回提供以降のデータ

特許庁内で、上記の提供回数範囲に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML編【第2.2版】」(当仕様書)の記述内容に従うものである。



## 2.2 特殊提供

### (1) 過去分データの特特殊提供

特許庁内で、平成16年(2004年)8月29日(定常提供平成16年度第12回までの範囲相当)時点で保有している案件の内、出願番号の年部が1983年以降の案件に対して提供を行う。提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML編【第1版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 出願マスタ
- (b) 登録マスタ
- (c) サーチマスタ
- (d) 引用文献マスタ

### (2) IPC8版マスタデータの特特殊提供

特許庁内で、平成17年(2005年)12月末日時点で保有しているサーチマスタの内、検索IPC及びリンクIPCのデータをIPC8版形式へと変更を行いIPC8版マスタ(国際特許分類(IPC)情報区分)として提供を行う。提供データ内容は、「整理標準化データ仕様書 XML編【第2版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) IPC8版マスタ

表 2.1 提供データの種類一覧

項番	提供データの種類		提供データの内容	備考
1	出願マスタ	特 許	特許庁の「出願マスタ」に関する情報。 基本情報区分の項目（出願受付から最終処分に至るまでの書誌・経過情報等）が収録されている。	1回 / 2週
2		実用新案		
3	登録マスタ	特 許	特許庁の「登録マスタ」に関する情報。 登録情報区分の項目（特許権等、これらの権利の移転・消滅・変更等、権利に関する書誌的事項等）が収録されている。	1回 / 2週
4		実用新案		
5	サーチマスタ	特 許	特許庁の「サーチマスタ」に関する情報。 サーチ情報区分の項目（テーマコード及びFターム等）が収録されている。	1回 / 2週
6		実用新案		
7	引用文献マスタ	特 許	特許庁の「国内引用文献マスタ」と「非特許書誌マスタ」に関する情報。 国内出願引用文献情報区分の項目（引用した文献に関する情報等）が収録されている。	1回 / 2週
8		実用新案		
9	IPC 8版マスタ	特 許	IPC（国際特許分類）に関する情報 国際特許分類（IPC）情報区分の項目（IPC 8版に関する情報等）が収録されている。	1回 / 2週
10		実用新案		